

－ 労働者派遣事業収支報告書 －

労働者派遣事業を行う事業主は、毎年、事業年度経過後（決算後）に、資産等の状況および労働者派遣事業に係る売上げ等の状況を「労働者派遣事業収支決算書」にまとめて厚生労働大臣あてに提出しなければなりません。

なお、労働者派遣事業の実績がなかった場合にも提出の義務があります。

		提出部数	
		原本	コピー
◎提出様式	労働者派遣事業収支決算書（様式第12号）	1	2
◎添付書類	「貸借対照表」、「損益計算書」 ※様式第12号の6、7欄を記載する場合は不要		3
◎提出期限	事業年度経過後（決算後） 3ヶ月以内		
◎提出先	事業主を管轄する労働局		